

議案第 87 号

山陽小野田市地域交流センター条例の制定について  
山陽小野田市地域交流センター条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地域交流センター条例  
(設置)

第 1 条 地域住民による主体的かつ多様な地域活動を促進するとともに、生涯学習を推進し、及び地域福祉を増進することにより、持続可能な地域社会の実現を図るため、山陽小野田市地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市有帆地域交流センター	山陽小野田市新有帆町 1 番 1 号
山陽小野田市高千帆地域交流センター	山陽小野田市日の出三丁目 1 1 番 1 1 号
山陽小野田市高千帆地域交流センター分館	山陽小野田市日の出三丁目 1 4 番 1 号
山陽小野田市高泊地域交流センター	山陽小野田市大字西高泊 2 2 7 4 番地 1
山陽小野田市小野田地域交流センター	山陽小野田市栄町 9 番 2 5 号
山陽小野田市須恵地域交流センター	山陽小野田市中央四丁目 4 番 1 号
山陽小野田市赤崎地域交流センター	山陽小野田市赤崎一丁目 1 番 1 号

山陽小野田市本山地域交流センター	山陽小野田市大字小野田 2 7 5 番地 2
山陽小野田市厚狭地域交流センター	山陽小野田市大字鴨庄 9 4 番地
山陽小野田市埴生地域交流センター	山陽小野田市大字埴生 2 7 5 番地
山陽小野田市厚陽地域交流センター	山陽小野田市大字郡 3 2 2 6 番地 1 1
山陽小野田市出合地域交流センター	山陽小野田市大字山野井 1 1 6 0 1 番地 2 0

(職員)

第 3 条 前条の表に掲げるセンターに、センター長その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域づくりの支援に関する事業
- (2) 生涯学習の推進に関する事業
- (3) 地域福祉の増進に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(使用許可)

第 5 条 センターを使用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の制限)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定により申請した者又は使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成 2 3 年山陽小野田市条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員である

とき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受け  
る際、別表の定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料に不足額が生じた場合は、使  
用後これを納付しなければならない。

2 市長は、公用若しくは公益のためセンターを使用するとき、その他特別の  
理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。  
る。

3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を  
切り捨てる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認  
めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具  
を使用するとき、市長の許可を受けなければならない。

(目的以外の使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はそ  
の使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可  
の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことがで  
きる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその  
責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用の目的以外に使用したとき。

(4) 不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) 公益上その他市長が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第14条 使用者は、センターの使用について、職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

種類	区分	使用料（1時間当たり）
有帆	研修室	250円
地域	会議室	250円
交流	調理実習室	250円
セン	交流室1	250円

ター	交流室 2		170円	
	コミ ユニ ティ 体育 館	フロ	1 / 3面	100円
		アー	半面	150円
			2 / 3面	200円
		全面	300円	
	ステージ		20円	
	軽運動室		40円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分		使用料（1時間当たり）	
			冷房	暖房
研修室		270円	160円	
会議室		270円	160円	
調理実習室		270円	160円	
交流室 1		270円	160円	
交流室 2		160円	110円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		品名	単位	金額（1回につき）
体育器具		バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円
		庭球	1式	440円
高千 帆地 域交 流セ ンタ ー	区分		使用料（1時間当たり）	
	軽運動室	半面	100円	
		全面	200円	
	音楽室	個人	30円	
		団体	250円	
	調理実習室		250円	
	会議室		250円	

	講義室			310円
	和室			170円
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	使用料（1時間当たり）		
		冷房	暖房	
	音楽室	270円	160円	
	調理実習室	270円	160円	
	会議室	270円	160円	
	講義室	270円	160円	
	和室	160円	110円	
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	品名	単位	金額（1回につき）
	体育器具	バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球台	1式	110円
高千	区分	使用料（1時間当たり）		
帆地	第1会議室	310円		
域交	第2会議室	310円		
流セ	交流室1	250円		
ンタ	交流室2	170円		
一分	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
館	区分	使用料（1時間当たり）		
		冷房	暖房	
	第1会議室	270円	160円	
	第2会議室	270円	160円	
	交流室1	270円	160円	
	交流室2	160円	110円	
高泊	区分	使用料（1時間当たり）		

地域 交流 セン ター	研修室		250円	
	会議室		170円	
	調理実習室		250円	
	団体企画室		80円	
	交流室1		250円	
	交流室2		80円	
	コ ミ ュ ニ テ ィ 体 育 館	フロ ア	1 / 3面	100円
			半面	150円
			2 / 3面	200円
			全面	300円
		ステージ		20円
		軽運動室		40円
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分		使用料（1時間当たり）	
冷房			暖房	
研修室		270円	160円	
会議室		160円	110円	
調理実習室		270円	160円	
団体企画室		160円	110円	
交流室1		270円	160円	
交流室2		160円	110円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		品名	単位	金額（1回につき）
体育器具		バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円
		庭球	1式	440円
小野	山陽小野田市民館条例（平成17年山陽小野田市条例第188号）			

田 地 交 流 セ ン タ ー	で定める額。ただし、同条例別表第1備考1、備考3及び備考4の規定は適用しない。	
須 恵	区分	使用料（1時間当たり）
地 域	第1研修室	310円
交 流	第2研修室	250円
セ ン タ ー	会議室	310円
	団体企画室	250円
	調理実習室	310円
	和室	250円
	交流室	390円
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。	
	区分	使用料（1時間当たり）
		冷房 暖房
	第1研修室	270円 160円
	第2研修室	270円 160円
	会議室	270円 160円
	団体企画室	270円 160円
	調理実習室	270円 160円
	和室	270円 160円
	交流室	490円 330円
赤 崎	区分	使用料（1時間当たり）
地 域	第1研修室	250円
交 流	第2研修室	390円
セ ン タ ー	第1会議室	80円
	第2会議室	170円



調理実習室			250円	
和室			250円	
交流室1			390円	
交流室2			250円	
大講 堂	フロ アー	1 / 3面	100円	
		半面	150円	
		2 / 3面	200円	
		全面	300円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		使用料（1時間当たり）		
		冷房	暖房	
第1研修室		270円	160円	
第2研修室		490円	330円	
第1会議室		160円	110円	
第2会議室		160円	110円	
調理実習室		270円	160円	
和室		270円	160円	
交流室1		490円	330円	
交流室2		270円	160円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		品名	単位	金額（1回につき）
体育器具		バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円
		庭球	1式	440円
本山 地域 交流	区分		使用料（1時間当たり）	
	研修室		250円	
	会議室		250円	

センター	調理実習室		250円	
	和室		170円	
	団体企画室		80円	
	交流室1		250円	
	交流室2		250円	
	交流室3		80円	
	コミュニティ 体育館	フロアー	1 / 3面	100円
			半面	150円
			2 / 3面	200円
			全面	300円
		ステージ		20円
		軽運動室		40円
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分		使用料（1時間当たり）	
冷房			暖房	
研修室		270円	160円	
会議室		270円	160円	
調理実習室		270円	160円	
和室		160円	110円	
団体企画室		160円	110円	
交流室1		270円	160円	
交流室2		270円	160円	
交流室3		160円	110円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		品名	単位	金額（1回につき）
体育器具		バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円

		庭球	1式	440円	
厚狭 地域 交流 セン ター	区分		使用料（1時間当たり）		
	第1研修室A		250円		
	第1研修室B		250円		
	第1研修室C		250円		
	第2研修室A		250円		
	第2研修室B		310円		
	団体企画室		80円		
	和室		170円		
	アリー ナ	1 / 3面		100円	
		半面		150円	
		2 / 3面		200円	
		全面		300円	
	ステージ		20円		
	調理実習室		250円		
	会議室		250円		
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分		使用料（1時間当たり）		
冷房			暖房		
第1研修室A		270円	160円		
第1研修室B		270円	160円		
第1研修室C		270円	160円		
第2研修室A		270円	160円		
第2研修室B		270円	160円		
団体企画室		160円	110円		
和室		160円	110円		
調理実習室		270円	160円		
会議室		270円	160円		
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					

	区分	品名	単位	金額（1回につき）	
	器具	ピアノ	1台	2,200円	
		バレーボール	1式	440円	
		バドミントン	1式	110円	
		卓球	1式	110円	
植生 地域 交流 センター	区分	使用料（1時間当たり）			
	多目的室1	310円			
	多目的室2	390円			
	会議室	250円			
	団体企画室	170円			
	調理実習室	310円			
	和室	250円			
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	使用料（1時間当たり）			
		冷房	暖房		
	多目的室1	270円	160円		
	多目的室2	490円	330円		
	会議室	270円	160円		
団体企画室	160円	110円			
調理実習室	270円	160円			
和室	270円	160円			
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					
区分	品名	単位	金額（1回につき）		
設備器具	ピアノ	1台	2,200円		
体育器具	卓球	1式	110円		
厚陽 地域 交流	区分	使用料（1時間当たり）			
	講堂	390円			
	会議室	250円			

センター	第1研修室	80円	
	第2研修室	80円	
	調理実習室	250円	
	談話室	80円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	講堂	490円	330円
	会議室	270円	160円
	第1研修室	160円	110円
	第2研修室	160円	110円
調理実習室	270円	160円	
談話室	160円	110円	
出合地域交流センター	区分	使用料（1時間当たり）	
	講堂	390円	
	会議室	250円	
	第1研修室	80円	
	第2研修室	80円	
	調理実習室	250円	
	団体企画室	80円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	講堂	490円	330円
会議室	270円	160円	
第1研修室	160円	110円	
第2研修室	160円	110円	
調理実習室	270円	160円	

団体企画室	160円	110円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	卓球	1式	110円

#### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 2 有帆地域交流センター、高千帆地域交流センター分館、高泊地域交流センター及び赤崎地域交流センターの交流室2並びに本山地域交流センターの交流室3については、午後5時以降の使用に限る。
- 3 使用者が営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合は、この表に定める額の100分の200相当額を加算して徴収する。
- 4 使用者が市外居住者の場合は、この表に定める額の100分の50相当額を加算して徴収する。